

令和 8 年 5 月 1 4 日 招 集 五 城 目 町 議 会 第 2 回 臨 時 会

会議録署名議員

7 番 石 川 重 光

9 番 工 藤 政 彦

会 期 自 令和 8 年 5 月 1 4 日

至 令和 8 年 5 月 1 4 日 (1 日 間)

付 議 案 件

議案第 2 7 号 (教育民生常任委員会)

物品売買契約の締結について

- ・ 令和 8 年度広域五城目体育館移動式バスケットゴール購入

議案第 2 8 号 (総務産業常任委員会)

五城目町特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 2 9 号 (総務産業常任委員会)

専決処分 (第 3 号) の承認を求めることについて

- ・ 五城目町町税条例の一部を改正する条例

議案第 3 0 号 (総務産業常任委員会)

専決処分 (第 4 号) の承認を求めることについて

- ・ 五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第 3 1 号 (各常任委員会)

専決処分 (第 5 号) の承認を求めることについて

- ・ 令和 7 年度五城目町一般会計補正予算 (第 1 0 号)

議案第 3 2 号 (総務産業常任委員会)

専決処分 (第 6 号) の承認を求めることについて

- ・ 令和 8 年度五城目町一般会計補正予算 (第 1 号)

報告第 1 号 (総務産業常任委員会)

令和 7 年度五城目町下水道事業会計予算繰越計算書について

会 期 日 程

5 月 1 4 日（木）開 会

本会議

- ・ 議案上程（議案第 2 7 号～報告第 1 号）

説明、質疑、委員会付託

各常任委員会

- ・ 各常任委員長報告、質疑、討論、議決

閉 会

令和 8 年第 2 回五城目町議会臨時会議事日程〔第 1 号〕

令和 8 年 5 月 1 4 日（木）午前 1 0 時開会

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 2 7 号 物品売買契約の締結について

- ・令和 8 年度広域五城目体育館移動式バスケット
ゴール購入

日程第 4 議案第 2 8 号 五城目町特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例
の一部を改正する条例制定について

日程第 5 議案第 2 9 号 専決処分（第 3 号）の承認を求めることについて

- ・五城目町町税条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 3 0 号 専決処分（第 4 号）の承認を求めることについて

- ・五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 3 1 号 専決処分（第 5 号）の承認を求めることについて

- ・令和 7 年度五城目町一般会計補正予算（第 1 0 号）

日程第 8 議案第 3 2 号 専決処分（第 6 号）の承認を求めることについて

- ・令和 8 年度五城目町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 報告第 1 号 令和 7 年度五城目町下水道事業会計予算繰越計算書に
ついて

日程第 1 0 総務産業常任委員長報告

日程第 1 1 教育民生常任委員長報告

3 閉会

令和 8 年五城目町議会第 2 回臨時会会議録

令和 8 年 5 月 1 4 日 午前 1 0 時 0 0 分 五城目町議会第 2 回臨時会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1 番 石 井 和歌子	2 番 小 玉 正 範
3 番 伊 藤 信 子	4 番 石 川 交 三
5 番 中 村 司	6 番 佐 沢 由佳子
7 番 石 川 重 光	8 番 松 浦 真
9 番 工 藤 政 彦	1 0 番 椎 名 志 保
1 1 番 斎 藤 晋	1 2 番 石 井 光 雅
1 3 番 佐々木 仁 茂	1 4 番 館 岡 隆

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

な し

1. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長 荒 川 滋	副 町 長 澤田石 清 樹
教 育 長 小 玉 史 男	総 務 課 長 小 玉 重 巖
まちづくり課長 小 林 忠 和	会計管理者兼 税務会計課長 小 玉 洋 史
議会事務局長 千 田 絢 子	商工振興課長 鳥 井 隆
建 設 課 長 小 野 亨	学校教育課長 福 嶋 妙 子
生涯学習課長 石 井 宏 臣	住民生活課長 工 藤 晴 樹
健康推進課長 藤 田 由 美	地域福祉課長 大 石 靖 宜
子育て支援課長 北 嶋 友 香	消 防 長 佐々木 貴 仁
農業委員会事務局長 柴 田 浩 之	総務課課長補佐 猿 田 和 孝
農林振興課課長補佐 齊 藤 茂	

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 千 田 絢 子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前１０時００分 開会

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数１４名、会議は成立いたしました。

ただいまから令和８年５月１４日招集の令和８年第２回五城目町議会臨時会を開会の上、直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員を当席より指名いたします。７番石川重光議員、９番工藤政彦議員の両名を指名いたします。

荒川町長より発言を求められておりますので、これを許します。荒川町長、自席にて発言してください。

○町長（荒川滋君） おはようございます。

臨時会本会議冒頭の貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

議員の皆様方に、岩手県大槌町山林火災に関する事、そして建設課水道の検針作業で不適切な対応があったこと、この２つについてご報告をさせていただきます。

１つ目は、４月２２日に発生いたしました岩手県大槌町での山林火災に対することであります。

１５年前の東日本大震災の時に我が町の老人クラブのご一行の命の恩人であります大槌町に対しましては、今でもそのご恩と絆は忘れることはありません。昨年１１月に大槌町の平野町長にお会いし、その気持ちを伝えているところであります。

はじめに、物資支援関係でありますけれども、４月２４日に私から大槌町の平野町長に連絡をさせていただきまして、支援が必要なことはないでしょうかと伺ったところ、多くの方が避難をしている避難所用の飲料水を所望されているということでありました。そこで、町の備蓄品である５００ｍｌ入りペットボトル２４本入り、これを７８箱、本数にいたしますと１，８７２本、これを公用車のトラックに積み込みまして、職員２名が同日の夕方に大槌町の対策本部に直接届けております。

なお、備蓄倉庫から使用した飲料水につきましては、早急に購入手配をいたしまして、４月の２８日には充足済みとなっております。

大槌町、消防関係でありますけれども、消防庁長官からの出動要請により、緊急消防援助隊秋田県大隊の消火隊として、４月２４日から５月４日までの１１日間にわたり当町から延べ８隊２４名の隊員を派遣しております。全隊員ともけがなく活動すること

ができました。県内隊員とともに無事に消火作業にあたることができたことをご報告いたします。

次に、2つ目ではありますが、建設課における水道検針作業で不適切な対応があり、このことについてご報告させていただきます。

4月28日に5月請求の水道料金を算定するため、営業使用者に係る検針作業を実施したところ、検針後に配布する「水道使用量のお知らせ」、これはいわゆる検針票でございますが、本来であれば料金改定後の水道料金を記載しなければならないものが、改定前の料金で記載されていることが同日判明いたしました。

検針作業を受託している業者へ直ちに作業の中止を指示しましたが、対象件数203件のうち103件については既に誤った検針票を配布しておりましたので、建設課職員7名で、不在者を除き関係者に説明をしながら誤った検針票を回収しております。

4月30日と5月1日の両日で、お詫びの文書を添えて正しい検針票を建設課長、そして上下水道担当課長補佐の2名で各事業所に伺い、直接お詫びをさせていただきました。

検針票については、使用量をお知らせし、その使用量に基づいた使用料金を記載しておりますが、そのことが直ちに債権債務が発生するものではなく、後日、検針結果の確認等を経て、使用者に納付書等で使用料金を請求することとなっております。

今回の検針票の誤りについては、関係者の方々に直接的な不利益が被らなかったとはいえ、誤ってお配りした検針票により不要な混乱を招かせてしまったことを深くお詫び申し上げます。

今回の事案につきましては、料金改定によりシステム業者による検針システムの改修が必要だったにもかかわらず、それを実施せず改定前の料金のまま検針データを作成し、確認作業を怠ったことが原因であると考えております。

再発防止策といたしましては、料金改定などの制度改正に係るシステム改修の際は、システム業者と連絡を密にし、職員ができる作業、システム業者でなければならない作業、これらを確認しながら、建設課長以下、上下水道担当職員で情報を共有し、職員間で声掛けをしながら確認体制を向上させ、事務ミスの防止に努めていく所存であります。

このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○議長（石川交三君） 次に、本臨時会の会期日程等について、議会運営委員長より報告を求めます。13番佐々木委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） おはようございます。

令和8年5月14日招集の令和8年第2回五城目町議会臨時会の運営について協議のため、本日午前9時より議会運営委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告をいたします。

出席委員は6名の全員であります。参与には議会正副議長、当局からは澤田石副町長、小玉総務課長、猿田総務課課長補佐、書記には千田議会事務局長を指名し、会議に入りました。

本日の付議事件は7件であり、会期日程については本日1日限りといたしました。

会議の中で澤田石副町長から発言の申し出があり、これを許可し、発言の内容は、荒川町長から本会議開会後に諸般の起こった状況の事情について説明を行いたいとのことであり、これを了承いたしました。

この後、議案上程で議案第27号から議案第32号までと報告第1号を説明、質疑、各常任委員会付託となります。各常任委員会終了後、本会議を再開し、各常任委員長報告、質疑、討論、議決を為し、閉会となります。

会期日程については以上であります。各常任委員会の参与については、議案に係る課はこれまでと同様に課長補佐以上とし、議案に関係しない課においては課長だけの出席とすることといたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（石川交三君） 議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 質疑はないものと認めます。

本臨時会の日程等については、議会運営委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり決します。

日程に従い、議案の審議に入ります。

議案第27号、物品売買契約の締結について、令和8年度広域五城目体育館移動式バスケットゴール購入を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、議案綴りの２ページをお願いいたします。

議案第２７号、物品売買契約の締結について、令和８年度広域五城目体育館移動式バスケットゴール購入、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条による予定価格７００万円以上の物品売買契約に該当するため、物品売買契約の締結につきまして議会の議決をお願いするものであります。

この事業は、広域五城目体育館の施設用備品であります移動式バスケットゴール２対を購入するものであります。

契約の方法は指名競争入札、契約金額は３，１６８万円、うち消費税及び地方消費税相当額は２８８万円、納入期限は令和８年１２月２５日、契約の相手方でありますけれども、秋田市八橋の三和町２番８号 有限会社石井スポーツ 代表取締役 石井久氏であります。

なお、本件購入に係る予算措置でございますけれども、３，２９９万１，０００円、当初予算に計上しており、全額一般財源の計上となっております。

このたび、独立行政法人スポーツ振興センターにスポーツ振興くじ、ｔ ｏ ｔ ｏの関係でございますけれども、この助成金を申請させていただいたところ、地方公共団体スポーツ活動助成金としまして、大型スポーツ用品の設置での４８０万円の助成金の交付決定を受けております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。１４番舘岡議員

○１４番（舘岡隆君） 副町長に伺いたいと思います。残念なことに、先日、潟上市でちょっとした事件がございました。このバスケットゴールについて、ゴールって何種類があって、何社があって、というふうな選択の仕方なのか。指名されておりますので、恐らくかなりの、まあ石井さん以外に大変な業者がいろいろ来たんじゃないかなと思いますが、これはあれでしょうか、その町側の発注は、このゴール自体を、この会社のこのゴールというふうに選定をして、これについてを入札したのであろうか。それとも、いや、ゴールであれば何でもいいっていう考え方でやってるのかどうか。まあそこが分からなければ、これはもう最初からこう指名した段階で、極めて言いづらいわけですが、これ大体決まってるような状況で指名してるのかどうか。その辺ちょっと伺ってお

きたいと、こういうふうに思います。何社を指名して、どういうメーカーのものなのか、それをお願いいたします。

○議長（石川交三君） 澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 館岡議員のほうにお答えを申し上げます。

今回のこの指名競争入札に関する業者の選定につきましては、5社を指名させていただいております。町内業者も含む5社となっております。

あとは、このゴールの仕様等については、詳細については生涯学習課長からお答えさせていただきますけれども、きちんと仕様書に基づき、閲覧していただき、入札をしていただいたと考えております。その仕様内容については、石井課長のほうから説明させます。よろしくお願いいたします。

○議長（石川交三君） 石井生涯学習課長

○生涯学習課長（石井宏臣君） 14番館岡議員にお答えいたします。

今回の入札につきましては、製品の指定です。メーカーはセノー社製のものとなっております。バスケットゴールの製品を指定しての入札としております。

以上となります。

○議長（石川交三君） 14番館岡議員

○14番（館岡隆君） セノーも、よくテレビで出るセノー、体育関係のいろんなこういうふうな製品を納めてる会社だと思うわけですが、製品を指定して、セノーのゴールだよということを指定して指名をしてみると。ということは、各会社によってセノーを何ていうか、販売価格、セノーが代理店というか、この秋田県の、秋田の業者に卸す価格を設定されていて、その中でどの戦いというか、町と、町に対して、結局安く入れ、セノーの値段プラスの、安く入れれば落札なるわけでしょうから、ちょっと難しい設定なるような感じするんですけども、どういうふうな、セノーの額はまあ決まってるでしょうから、それプラスのどこの部分で、手数料の部分っていうか、どこの部分でほかのメーカー、ほかの会社と、ほかの業者と違ってくると思われますか。もうこの大変大きい3,000万円ほどの額ですので、やっぱりどこの部分を入札する業者は張り合ってくるのでしょうか。まあ大体その内容少し教えてもらいたいと、こういうふうに思います。高いところが幾らで、まあ落札業者の値段は出てますけども、そういうふうな数字あったら教えてもらいたいと思います。

○議長（石川交三君） 石井生涯学習課長

○生涯学習課長（石井宏臣君） 14番館岡議員にお答えいたします。

今回のバスケットゴールの購入、移動式バスケットゴールの購入になりますが、セノー社製のバスケットゴール2対の購入となっております。で、それぞれにセッティングゲージといったバスケットゴールを設置する台座ですね、それもそれぞれに必要となっておりますので2対です。あとそれにショットクロックといいまして、バスケットボールのルールで24秒以内にボールを持ってからシュートをしなければならないというところの秒数表示、それがゴールの上につきます。その製品、それ3種類で、それぞれ2対となりますので4台ずつの購入となります。製品については以上となります。

それにですね、金額が変わってくると思われる部分ですけれども、共通費としまして送料、搬入の組み立て設置費、あとそれに諸経費というのがございまして、このあたりがその金額のほうに関わってくるのかと思います。

以上となります。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第27号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第28号、五城目町特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの3ページをお願いいたします。

議案第28号、五城目町特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、税務会計課における令和8年4月8日の集合支払い日の支払いが翌9日に遅延する事態が発生し、支払先であります事業者様、町民の皆様にご心配、ご迷惑をおかけしたことに対し、町長と副町長が責任を取るべきものと判断し、令和8年6月に支給する町長及び副町長の給料月額100分の30を減ずるため、当該条例の一部を改正

するものであります。

集合払い全体の支払いの遅延は他自治体でも前例はなく、結果として被害は小さくなつてはおりますけれども、町の信用を前例がないほど大きく損なうことになり、町長は、組織の最高責任者として、町民を含む支払先に対する信用失墜行為、副町長は、実務において町長を補佐し、日常の行政執行と組織統括を担っている責任者として、監督責任不足が処分の考え方であります。

なお、本事案に関する関係職員の処分については、４月１４日に町長からの諮問を受け、４月１５日に五城目町職員の分限懲戒審査委員会を開催し、４月１７日には町長から関係職員に対し書面並びに口頭による厳重注意としております。

このたびの会計事務における不祥事というのは、内部統制の不備によるものが大きく、組織経営全体の問題として、この処分をひとつの戒めとし、職場の環境づくりなど内部統制の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

改めまして、議会並びに町民の皆様に深くお詫び申し上げます。

議会の皆様には、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第２８号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第２９号、専決処分（第３号）の承認を求めることについて、五城目町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの５ページをお願いいたします。

議案第２９号、専決処分（第３号）の承認を求めることについて、五城目町町税条例の一部を改正する条例、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、

地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和8年3月31日に公布されまして、同年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の関連部分の一部について専決処分したものでありまして、報告し承認を求めるものであります。

条例改正については、7ページから20ページになりますけれども、専決処分により改正しました町税条例の主な内容についてご説明申し上げます。3つの大きな税目ございますけれども、それぞれについてご説明申し上げます。

はじめに個人住民税についてでございますけれども、このたびの改正によりまして給与所得控除の引き上げなどの税制措置を反映しておりまして、改正文の中の附則の第5条の3におきましては、住宅の借入金等特別税額控除適用期限がありますが、これを5年延長し令和12年まで居住を開始した場合に適用することとしております。

次に固定資産税の関係でございますけれども、物価指数等の上昇を踏まえまして、改正文の中の第61条において、家屋に係る免税点を現行は20万円でございますけれども、これを30万円、それから償却資産に係る免税点については、現行の150万円を180万円に引き上げることとし、これについては令和9年度以降の年度分から適用することとしております。

3つ目になりますが、軽自動車税が一番多い改正文となっておりますけれども、軽自動車税については、自動車のユーザーの取得時における負担を軽減、そしてまた簡素化するための環境性能割の廃止に伴う法改正に合わせまして、改正文の中にあります附則の第13条の2から第13条の6までを削りまして、軽自動車税の環境性能割の特例について令和8年3月31日をもって廃止することとしております。

この3税の内容が特に多いということで、大きいということでご説明しました。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第 29 号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第 30 号、専決処分（第 4 号）の承認を求めることについて、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの 21 ページをお願いいたします。

議案第 30 号、専決処分（第 4 号）の承認を求めることについて、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布による地方税法等の一部改正、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、当該条例の関連部分の一部改正について専決処分をしたものであり、報告し承認を求めるものであります。

次に、議案綴りの 23 ページをお願いします。

主な改正内容でありますけれども、改正文の中の第 3 条の改正でございますが、子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金に充てるための課税額を新たに加えております。その中で、その限度額というのが 3 万円としております。

なお、子どもとは別になりますけれども、医療分の課税額に係る賦課限度額についても、現行の 66 万円を 1 万円アップの 67 万円に引き上げております。

次に、また子どもの関係になりますけれども、子ども子育ての支援納付金の課税額についての規定でございます。条例改正文の中の第 10 条の 4、ここにおきましては所得割額を定めておりまして、総所得金額等に 100 分の 0.33 を乗じて算定することとしております。

次に、24 ページをお願いします。

第 10 条の 5 になりますけれども、被保険者の均等割額を被保険者 1 人につきまして 896 円、そして次の第 10 条の 6 では、18 歳以上の被保険者の均等割額を被保険者 1 人について 36 円とし、次の第 10 条の 7、第 10 条の 7 では、世帯別の平等割額の額を世帯当たり 982 円としております。

なお、この本税率については国・県が示す標準保険税率でございます。本町での令和 8 年度における子ども子育ての支援納付金のその課税額をこの率で試算しますと、年税

額は約４３０万円が見込まれております。国保税全体の占める割合というのが３％となっております。

今回の専決処分の規定についての施行期日は令和８年４月１日からで、令和８年度以後の国保税に適用するものとしております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第３０号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第３１号、専決処分（第５号）の承認を求めることについて、令和７年度五城目町一般会計補正予算（第１０号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの２９ページ、最初にお願いします。併せて、令和８年３月３１日付けの町長専決処分の予算書と併せてお願いしたいと思います。

議案第３１号、専決処分（第５号）の承認を求めることについて、令和７年度五城目町一般会計補正予算（第１０号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、五城目高校新入生用タブレット端末仕様の確定などの遅れや、灯油券、それから商品券事業、災害復旧事業などの事業費精算による繰越額の確定などによりまして、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和８年３月３１日付けをもって、令和７年度五城目町一般会計補正予算（第１０号）として専決処分させていただいたものであります。

続いて予算書のほうの説明となります。予算書の、補正予算書の１ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正は、この１ページの第１条にありますように、歳入歳出それぞれ２億６，９２７万１，０００円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を７３億１，２０

8万9,000円としたものであります。

次に、4ページをお願いいたします。

4ページの第2表による繰越明許費の補正でございますけれども、企画費一般、これは五高のタブレットの関係となります。公有林整備事業、高能率生産団地路網整備事業、土木総務費一般、そして地方道路整備事業（交付金）、現年災害復旧事業（農地・農業用施設）、現年災害復旧事業（林道施設）、現年災害復旧事業（公共土木施設）を新たに追加し、その下2つ、物価高騰対策灯油券購入費助成事業、あと商品券になりますけれども、物価高騰対策事業の額を変更した内容となっております。

次の5ページにつきまして、第3表の地方債の補正でございますが、林道、それから農林水産の災害復旧、公共土木施設の災害復旧に係る地方債の変更ということで限度額を変更しております。

歳入歳出それぞれの補正についてですけれども、全てにおいて事業費の精算によるものでありまして、内容の説明は省略をさせていただきたいと思えます。

なお、本補正の収支財源、まあ収支調整財源でございますけれども、予算書の16ページにあります、財政調整基金の繰入金について1,838万2,000円を減額し調整させていただいております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第31号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第32号、専決処分（第6号）の承認を求めることについて、令和8年度五城目町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの30ページをお願いします。併せまして、令和8

年４月６日付けの町長専決処分の予算書もお願いいたします。

議案第３２号、専決処分（第６号）の承認を求めることについて、令和８年度五城目町一般会計補正予算（第１号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和７年９月の大雨により被災した農地及び農業用施設の復旧や流木などの災害廃棄物の処理を実施するにあたり、田植え前に早急に作業を完了させる必要があったため、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和８年４月６日付けをもって、令和８年度五城目町一般会計補正予算（第１号）として専決処分させていただいたものであります。

なお、本補正は、先ほどの議案の中の令和８年３月３１日付け町長専決処分補正予算において減額しました農地農業用施設災害復旧事業費の置き換えとなるような補正でございます。令和７年度の現年の起債では充当が困難となったため、事業の早期実施、財源の確保としまして令和８年度の過年の起債の活用を考えまして、専決処分とさせていただいております。

次に、予算書のほうになりますけれども、補正予算書の１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、１ページの第１条にありますように、歳入歳出それぞれ１億８，０００万円を追加しまして、補正後の歳入歳出予算総額を６５億１，７００万円としたものであります。

次に、第２条の地方債の補正でございますが、この内容は歳入において説明いたします。

それでは、歳入のほうから順番に説明しますが、はじめに６ページをお願いいたします。

６ページの１５款２項４目１節の１３の過年農地・農業用施設小災害復旧事業費の補助金の補正でございますが、農地、そして農業用施設の災害復旧に対する財源、まあ県の補助金３分の１になりますけれども、４，９９９万９，０００円を補正としたものであります。

８ページをお願いします。

１８款２項１目の１節０１の財政調整基金の繰入金の補正でございますが、歳出に見合う不足の財源としまして５，５２０万１，０００円を補正しております。

なお、この補正によりまして、予算現計のところを見ればその額ありますけれども、８年度予算における財調の取崩の合計額というのは、３億５，６５７万６，０００円と

なっております。

10ページをお願いいたします。

21款1項8目1節の04と05でございます。過年農地小災害復旧事業債、それから過年農業用施設小災害復旧事業債の補正でございますが、災害復旧事業の補助裏の財源としまして、合わせまして7,480万円を補正しております。

以上が歳入の説明となります。

歳出についてでございますけれども、12ページをお願いいたします。

11款1項1目の0002の過年災害復旧事業の補正でございますが、農地、そして農業用施設の復旧を進めるための小規模災害の委託料として、農地に入った土砂の流入した土砂の除去、そして流木等の処理などを行うもので、1億8,000万円を補正しております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第32号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、報告第1号、令和7年度五城目町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの31ページをお願いします。

報告第1号、令和7年度の五城目町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

令和7年度五城目町下水道事業会計予算を令和8年度に繰り越して使用する繰越額について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰り越した予算の計算書を報告するものであります。

次に、３２ページをお願いいたします。

令和７年度五城目町下水道事業会計予算繰越計算書となっておりますけれども、この表をご覧くださいと思います。

はじめに上段、上の表になりますけれども、「１．地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越」でございますが、資本的収支の１款１項事業名「流域下水道建設費負担金」、そして「浸水対策樋門改修工事」の翌年度繰越額を、それぞれ３４５万２，０００円、そして６，０００万円とし、説明欄には、「国の補正予算に対応したこと等による」ということで繰越の理由を付しております。

次に、その下の欄、下段の表になりますけれども、「２．地方公営企業法第２６条第２項ただし書きの規定による事故繰越」になりますが、１款１項事業名「内水ハザードマップ作成負担金」の翌年度繰越額を７１万５，０００円とし、説明欄には、「新たな浸水想定区域が示されたことによる」ということで理由を付しております。

次に、３３ページについては、法の規定に基づく明細書となっております。

以上のとおり、令和７年度五城目町下水道事業会計予算繰越計算書についてご報告を申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第１号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

各常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前１０時４７分 休憩

.....

午後 １時００分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本臨時会において各常任委員会に付託の各案件について、各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

報告の順序は、総務産業、教育民生常任委員会の順に行います。

総務産業常任委員長の報告を求めます。2番小玉副委員長

○総務産業常任副委員長（小玉正範君） 令和8年第2回五城目町議会臨時会において総務産業常任委員会に付託されました付議事件は、関係部分を含む議案5件、報告1件の計6件であります。

これらの審査のため、5月14日午前10時55分より総務産業常任委員会において会議を開きましたので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は7名全員であります。参与には、総務課小玉課長、まちづくり課小林課長、会計管理者小玉洋史課長、議会事務局千田事務局長、農林振興課齊藤課長補佐、農業委員会柴田事務局長、商工振興課鳥井課長、建設課小野課長をはじめ関係職員が出席。書記には、総務課大柳係長、農林振興課朝野係長、建設課石井主事を指名し、会議に入っております。

議案第28号、五城目町特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、令和8年6月に支給する町長及び副町長の給料月額について、当該給料月額から100分の30を乗じて得た額を減じる特例を定めるものであります。

委員から、今回の100分の30については根拠となる基準があったか。また、賞与についても影響があるのかと質疑があり、当局から、特別職のため、基準がないものなので、町長、副町長の想いをもとに決めたものである。賞与についても影響があると答弁がありました。

町長、副町長の相談はあったのかとの質疑に対しては、当局から、事前に庁議の場では相談はあったと答弁がありました。

また、別の委員から、荒川町長になってから様々な事案が出てきており、処分が続いているがどうかとの質疑に、当局から、これまで積み上がってきたことへの処分を行ったものと認識していると答弁がありました。

これからに向けた再発防止の動きはとの質疑に、担当部署で事務のチェックリストに基づいて動いている。まずは各課室にてチェック体制を進めていると当局から答弁がありました。

議案第28号は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第29号、専決処分（第3号）の承認を求めることについてであります。

本案は、五城目町町税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったものであります。

地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）等が令和８年３月３１日に公布・施行されたことに伴い、当該条例の関連部分を一部改正したものであります。

委員からは特に質疑もなく、議案第２９号は全会一致で承認すべきものと決しました。議案第３０号、専決処分（第４号）の承認を求めることについてであります。

本案は、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったものであります。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号）の公布による地方税法等の一部改正、地方税法の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）等が令和８年３月３１日に公布・施行されたことに伴い、当該条例の関連部分を一部改正したものであります。

委員から、具体的に負担は増えるのかと質疑があり、当局から、税額の賦課限度額の上限が増えるものであると答弁がありました。

ほかには特に質疑もなく、議案第３０号は全会一致で承認すべきものと決しました。議案第３１号、専決処分（第５号）の承認を求めることについてであります。

本案は、令和７年度五城目町一般会計補正予算（第１０号）について専決処分を行ったものであります。

五城目高校新入生用タブレット端末の仕様書の確定等の遅れ、灯油券事業、商品券事業、災害復旧事業等の繰越額の確定などのため、令和８年３月３１日付けをもって補正予算の専決処分をしたものであります。

委員から、新入学生用のＰＣタブレットの購入は何台仕入れて、どの機種のどのようなスペックになるのか。貸与するものなのかと質疑があり、当局から、３年間使った後は生徒に渡す想定を考えている。１５台購入。１台８万円のchromebookを購入予定と答弁がありました。

委員からは、タブレット提供を高校の魅力化につなげて、今後の町の行事にも参加してもらうべきではないかと意見がありました。

また、別の委員から、物価高騰対策事業の商品券の利用状況について現在何％利用済みかと質疑があり、昨日５月１３日時点までで８０．３３％利用されていると当局から答弁がありました。

議案第 3 1 号は全会一致で承認すべきものと決しました。

議案第 3 2 号、専決処分（第 6 号）の承認を求めることについてであります。

本案は、令和 8 年度五城目町一般会計補正予算（第 1 号）について専決処分を行ったものであります。

令和 7 年 9 月の大雨により被災した農地及び農業用施設の復旧作業や流木等の災害廃棄物の処理を行うため、令和 8 年 4 月 6 日付けをもって補正予算の専決処分をしたものであります。

委員から、田植えに間に合わせるという状況で進めているが進捗状況はと質疑があり、当局から、ほぼ 1 0 0 %に近い状況で復旧できていると答弁がありました。

議案第 3 2 号は全会一致で承認すべきものと決しました。

報告第 1 号、令和 7 年度五城目町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本報告は、令和 7 年度五城目町下水道事業会計予算について、別紙のとおり令和 8 年度に繰り越したので、地方公営企業法第 2 6 条第 3 項の規定に基づき報告するものであります。

繰越額の内容は、建設改良費として下水道施設整備補助金補正予算対応分 3 4 5 万 2, 0 0 0 円のほか、下水設備幹線改良工事（製品納入に不測の日数を要したことによる）6, 0 0 0 万円、また、事故繰越として内水ハザードマップ作成（新たな浸水想定区域が示されたことによる）7 1 万 5, 0 0 0 円であります。

委員から、樋門改修工事、令和 7 年度は実施しているのかと質疑があり、当局から、予算の全額は翌年度に繰り越ししている。今年度 5 月末の工期となっていると答弁がありました。

報告第 1 号は報告済みと決しました。

以上で、令和 8 年第 2 回五城目町議会臨時会において総務産業常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第 3 1 号関係部分を除く議案第 2 8 号、議案第 2 9 号、議案第 3 0 号、議案第 3 2 号、報告第 1 号については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第２８号は原案可決、議案第２９号、議案第３０号、議案第３２号は原案承認、報告第１号は報告済みと決めます。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。工藤委員長

○教育民生常任委員長（工藤政彦君） 本日招集の令和８年第２回五城目町議会臨時会におきまして教育民生常任委員会に付託された付議事件は、関係部分を含む議案２件であります。

これらの審査のため、午前１１時より教育民生常任委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

出席委員は７名の全員であります。小玉教育長ほか参与には、福嶋学校教育課長、石井生涯学習課長、笹川生涯学習課課長補佐、工藤住民生活課長、大石地域福祉課長、北嶋子育て支援課長、藤田健康推進課長、佐々木消防長。書記には、生涯学習課工藤主任、地域福祉課佐沢主事を指名し、会議に入りました。

はじめに、議案第２７号、物品売買契約の締結について、令和８年度広域五城目体育館移動式バスケットゴール購入についてであります。

本案は、広域五城目体育館に設置する移動式バスケットゴール２対を購入するため、有限会社石井スポーツと３，１６８万円で物品売買契約を締結するものであります。

本契約は、予定価格が７００万円以上となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

また、本事業につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ（ｔ ｏ ｔ ｏ）助成金として４８０万円の交付決定を受けております。

委員からは、セノー社を選定した理由を問う質疑があり、当局からは、国内ではセノー社と都村製作所との２社しかなく、かつ、事業規模がセノー社のほうが大きい。今後のメンテナンスを考慮した場合、全国に支店のあるセノー社とし、既存のバスケットゴールと同等製品を選定したものであるとの答弁がありました。

また、委員からは、既存のバスケットゴールを今後どのようにするのかとの質疑があり、当局からは、使用期限が２１年で、現在メンテナンスをしながら３１年経過しており、破損があった場合は復旧が不可能であるとの答弁がありました。

また、委員からは、今後の活用について質疑があり、当局からは、五城目スポーツフェスが10月18日に予定。中体連の全県大会が11月14日から15日に予定されていることから、できる限り納入をこれらに間に合わせるように努めたいとの答弁がありました。

ほかには特に質疑もなく、議案第27号は全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第31号、専決処分（第5号）の承認を求めることについて、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第10号）の関係部分についてであります。

本案は、令和7年度五城目町一般会計において、五城目高校新入生用タブレット端末事業の遅れや、灯油券事業、商品券事業、災害復旧事業等に係る繰越額の確定に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年3月31日付けで専決処分したものであり、これを報告し議会の承認を求められたものであります。

当委員会に付託された関係予算は、物価高騰対策として実施している「くらし応援灯油券事業」について、県補助金の交付時期が事業完了後となる見込みであることから、令和7年度分の予算を減額し、必要額を令和8年度へ繰り越す補正を行うものであり、また、歳出についても、令和8年3月までの実績に合わせて令和7年度分を減額し、4月以降に必要となる経費を令和8年度へ繰り越すため、増額補正を行うものであります。

委員からは、灯油券の現在の使用率状況を問う質疑があり、当局からは、対象世帯3,386世帯のうち97.9%で、未使用が2.1%であるとの答弁がありました。

また、未使用者に対し周知しているかとの質疑があり、当局からは、広報やホームページで周知しているとの答弁がありました。

ほかには特に質疑もなく、議案第31号の関係部分は全会一致で承認すべきものと決しております。

以上、令和8年第2回五城目町議会臨時会において当委員会に付託された付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。教育民生常任委員会に付託の議案第31号関係部分を除く議案第27号については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第２７号は原案可決と決します。

次に、議案第３１号、専決処分（第５号）の承認を求めることについて、令和７年度五城目町一般会計補正予算（第１０号）を議題といたします。

本案に対する各委員長の報告は原案承認です。

お諮りいたします。議案第３１号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第３１号は原案承認と決します。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査のため、五城目町議会会議規則第７１条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和８年第２回五城目町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後 １時２０分 閉会

会 議 録 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員